

平成 19 年度第 1 回西東京市国民健康保険運営協議会議事録

1. 日時 平成 19 年 7 月 11 日（水曜日） 午後 7 時 03 分開会、午後 8 時 21 分 閉会

2. 場所 田無庁舎 5 階 503 会議室

3. 付議事案 別紙のとおり

4. 出席委員

被保険者代表：葛木 秀明、佐々木 茂、村田 高明、平山 喜弘、本橋 英次

保険医代表：玉置 肇、石田 秀世、金城 寛、吉岡 政雄

公益代表：清水 文子、栗生 晋、松川 正秀、星川 信夫、佐藤 信秀

被用者保険等保険者代表：関野 元男

5. 欠席委員 吉岡 重保、竹田 和行

6. 事務局 市長 坂口、市民部長 神作、市民部参与 岡山、健康年金課長 冥賀、
国保給付係長 石橋、国保給付係主査 藤澤、国保給付係主査 貫井、国保加入係長 昆
野

7. 会議録署名委員 葛木 秀明、佐々木 茂

8. 配付資料

資料 1 平成 19 年度西東京市国民健康保険運営協議会委員名簿

資料 2 西東京市国保加入者等の状況

資料 3 西東京市国民健康保険条例

資料 4 西東京市国民健康保険運営協議会規則

資料 5 健康保険法等の一部を改正する法律（官報）

資料 6 西東京市国民健康保険条例新旧対照表

資料 7 西東京市組織図

資料 8 運営協議会事務局名簿

午後 7 時 03 分 開会

事務局

本日は、お忙しい中お集まりいただきまして、ありがとうございます。

市民部長の神作と申します。よろしく願いいたします。

1 委嘱状の交付

事務局

それではまず、今回は初めてということで、市長から委員の皆様へ委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。続いて、平成 19 年度第 1 回運営協議会を開催したいと考えております。

市長が皆様の席に委嘱状をお持ちいたしますので、お受け取りいただきますよう、よろしく願いいたします。

〔市長、各委員に委嘱状を手交〕

2 市長挨拶

事務局

それでは初めに、市長からごあいさつをいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

市長

公私とも大変御多用の中と思いますが、きょうは御出席をいただきまして、ありがとうございました。

西東京市長の坂口光治でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

きょうは、平成 19 年度第 1 回西東京市国民健康保険運営協議会の開催の運びになったわけですが、一言あいさつを申し上げたいと思います。

ただいま委嘱状をお渡しさせていただきましたが、今回 5 名の方が新たに委員となりました。本日から、新しい体制のもと国民健康保険運営協議会がスタートするわけですが、よろしく願いいたしたいと思います。

皆様方は御承知のことと思いますが、国民健康保険は、創設以来国民皆保険制度の中核

として我が国の社会保障制度の重要な役割を担い、地域医療の確保と国保加入者の方々の健康の保持や増進に大きく貢献してまいりました。しかしながら、高齢化社会の進展や生活習慣病などの増加による疾病構造の多様化や医療技術の進歩などさまざまな要因により医療費が増加しております。こう申しますと当たり前の言い方であるわけですが、世界最長寿国となっています。それに向けていろいろな改革が行われているわけですが、道半ばということではいろいろな課題が出てきているということでございます。

国民健康保険に加入している世帯には、会社を退職した世帯あるいはどちらかというと担税力の低い世帯が加入しておられまして、国保財政は極めて厳しい事業運営を強いられているのが実情でございます。このような状況の中、来年4月からは都道府県を単位とした広域連合が保険者となり、75歳以上の方がすべて加入する後期高齢者医療制度がスタートいたします。また、各医療保険者に義務づけられる生活習慣病に着目した特定健診、特定保健指導も実施される予定となっているところでございます。

そのような意味で平成20年度は大きな転換期になるわけですが、今申し上げましたように大幅に医療制度が改革される年となります。これらへの対応とともに、これまで継続して検討してまいりました賦課方式の見直しや特定健診の実施に合わせて、人間ドックに対する補助などの各種保健事業をどのように進めていくかといった課題も山積みされているところでございます。

委員の皆様方には、これらの課題につきまして御審議をお願いするわけですが、本市の国保事業の実情を御賢察の上御審議いただきますようお願い申し上げまして、甚だ簡単ではございますがあいさつとさせていただきます。

若干つけ加えさせていただきますと、繰り返し申し上げているわけですが、西東京市の財政規模は約1,070億円でございます。一般会計が約585億円、特別会計が8本あるわけですが、その大きな部分を占めておりますのがこの医療、保健、介護等に関する会計でございます。国民健康保険特別会計が176億円余、老人保健医療特別会計が128億円余、介護保険の特別会計が93億円余、これを合算いたしますと約400億円になります。1,070億円のうちの400億円、約4割ということでございますから大変な額になります。

したがって、健全化ということとともに、できればこれを軽減して他の施策にも充当できるような自立した市政を実現していければと思います。

取らぬタヌキのということになります、1%軽減されますと4億円、10%で40億円ということになります。いかに健康長寿が大切かということが御理解いただけるのではないかと思います。

この間、歯科医師会の先生方からお聞きいたしました、健康な歯を持っていると医療費が20%ぐらい軽減できるという調査結果が歯科医師会の全国調査で明らかになってきたようでございます。32兆円に20%を掛けるのは余りにも乱暴かもしれませんが、そういう掛け算を仮にお許しいただきますと、32兆円に20%を掛けると6兆4,000億円ということになるわけございまして、東京都の一般会計の規模にほぼ匹敵するぐらいの額になってまいります。1%でも3,200億円ということでございますから、やはりそういう問題も念頭に置きながら、いかにこれから健康長寿の社会をつくっていくかということを行政としては考えていかなければならないのではないかと考えております。

その中でも、特に重要な国保につきまして皆様方にこれから諮問させていただきまして御議論いただくわけでございますが、どうぞよろしくお願いを申し上げます。

以上でございます。

ありがとうございました。

事務局

ありがとうございました。

3 開会

事務局

皆様は既に御存じだと思いますが、この7月1日に市の組織改正がございました。今まで事務局を担当いたしておりました市民生活部保険年金課が、名称等が変更になりまして市民部健康年金課となっております。従来の保険年金課と健康推進課の所管でございました成人保健係並びに高齢者支援課の所管であった医療助成係を統合して健康年金課になったというところでございます。所属する部は市民部ということになります。市民部の構成として、ほかに住民基本台帳や印鑑登録等をあずかる市民課、市民税課、納税課、資産税課となっております。

(事務局職員自己紹介)

4 会長、会長代行の選出

事務局

それでは、会議を進めていくわけですが、最初ということで会長がまだ選出されておられませんので、会長選出までの間、市長に会議の進行を務めていただきたいと思います。皆様よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

事務局

それでは市長、よろしく願いいたします。

市長

それでは、会長をお決めいただく前のしばらくの間でございますが、私が進行役を務めさせていただきますと思います。

それでは、ただいまより第1回国民健康保険運営協議会を開会いたします。

まず初めに、本日の会議は定足数に達していることを御報告させていただきます。

また、竹田委員につきましては事前に欠席の御連絡がありましたので、御了承いただきたいと思います。また、吉岡(重)委員と金城委員がまだお見えになっていないようでございますが、欠席の御連絡はいただいておりません。

傍聴希望者の確認

市長

それでは、本日の会議を開く前に、傍聴希望者の方はいらっしゃいますか。

事務局

いらっしゃいません。

市長

いらっしゃらないということでございますので、これより議題に入ります。

議題

(1) 会長の選挙

市長

本日の議題（１）は、会長の選挙でございます。国民健康保険運営協議会の会長及び会長代行につきましては、公益代表委員５名の中から委員全員の選挙により選出することと定められておりますので、公益代表委員の皆様には、恐縮でございますが別室にお移りいただき、会長及び会長代行の候補について御協議をお願いいたします。御協議していただいている間は暫時休憩といたします。

一覧表にありますが、公益代表は清水委員、栗生委員、松川委員、星川委員、佐藤委員となっております。どうぞよろしく願い申し上げます。

午後 7 時 20 分 休憩

午後 7 時 25 分 再開

市長

それでは、公益委員の方々の協議が調ったようでございますので、休憩を閉じまして会議を再開いたします。

どなたか御報告をお願いいたします。

星川委員

会長でございますが、清水文子委員が選出されました。会長代行に松川正秀委員が選出されました。

よろしく願いいたします。

市長

ありがとうございます。

ただいま、会長候補に清水文子委員、会長代行候補に松川正秀委員との御報告がございましたが、御報告のとおり決することに御異議はございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

市長

ありがとうございます。そのように決定させていただきます。

会長、会長代行が決まりましたので、会長に議事の進行をお願いいたします。

清水会長、どうぞよろしく願いいたします。

〔清水委員、松川委員、それぞれ会長席、会長代行席に着く〕

5 会長、会長代行挨拶

清水会長

ただいま皆様から御推挙いただきまして会長に選出されました、清水文子でございます。どうぞよろしくお願いいたします。会長代行を松川委員にお願いすることになりました。2人とも頑張ってやっていこうと思いますので、よろしくお願いいたします。

これから皆様方と一緒に協議しながら進めてまいりたいつもりでおりますが、今年度はたくさんさんの審議事項があるようなお話でございますので、皆様の御意見を全部吸収したいという思いを持っております。

どうぞよりよい運営ができますように、御協力方よろしくお願いいたします。

松川会長代行

私はまだ2期目で今は勉強中ですので、ぜひ皆様方の御協力をいただいて、西東京市の国民健康保険がより一層よくなることを期待していますので、よろしくお願いいたします。

6 各委員紹介

清水会長

それでは、第1回目の会議ですので、資料1の名簿によりまして自己紹介から始めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、被保険者代表の方から自己紹介をどうぞよろしくお願いいたします。

本橋委員

被保険者代表の本橋英次と申します。

推薦の団体は農業委員会からということで、今回は2期目ということになります。よろしくお願いいたします。

平山委員

被保険者代表の平山喜弘と申します。

私は商工会からの推薦でこちらへ来させていただきました。ことしが初めてなので、よろしくお願いいたします。

葛木委員

被保険者代表の葛木と申します。

3 回目になりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

佐々木委員

被保険者代表の佐々木でございます。

今回が 2 期目でございます。1 期目は無我夢中ということで務めさせていただきましたが、何分余りにも勉強不足の点多々あったかと思ひまして決してお役に立てたとは思っておりませんが、今回は皆様方のいろいろなお知恵をおかりしながらさらに国保運営協議会のために尽くしたいと思ひますので、よろしく御指導のほどをお願いいたします。

村田委員

被保険者代表の、ことしが初めてでございます、村田高明と申します。

公募が市報に載っておりましたので、市民のために少しでも働ければと思ひまして応募しましたところ採用となりましたので、皆様の御協力を得ながら少しでも役立てればと思ひます。よろしくお願いいたします。

関野委員

名簿の一番下でございます、被用者保険者代表ということで、ここに書いてありますように、本町にありますシチズン健康保険組合の常務理事をやっております。住所はこちらでございます。それから、私は市民会館の横に住んでおりますので、よくいう、在勤在住の委員となっております。よろしくお願いいたします。

玉置委員

西東京市医師会の会長をやっています、玉置です。

今回は 2 期目になるのですが、今回は組織だけではなくて制度そのものが変わっていき、後期高齢者の医療制度というものと特定健診の問題が入ってきて、その財源が国保の財源の問題と非常にかかわっているということで非常に大変だと思います。1 期、2 期と答申が変更されたということもありまして、この辺が大丈夫かなとはちょっと思いますが、なるべくこの協議会で勉強して市民のために一番いい方向を模索していこうと思っております。よろしくお願いいたします。

石田委員

西東京医師会副会長の石田秀世です。

国保の運営協議会は、西東京市では初めてですが、旧田無市で 1 回国保運営協議会には出たことがあります。あと、医師会では、健診事業に主に携わっておりますので、今回の特

定健診のことについては協議したいと思います。よろしくお願いいたします。

金城委員

歯科医師会の金城と申します。

2期目ですが、この協議会にかかわるようになりまして、これまでは診療にしか興味がないというか、そういうこと以外は余りやらないことにしていたのですが、医療費をかなり勉強させていただいて、費用対効果というか、とにかくどれだけ医療費を使わない形に持っていけるかと考えながら診療するようになりました。よろしくお願いいたします。

吉岡（政）委員

薬剤師会を代表してまいりました、吉岡と申します。

私は3期目で、会長や葛木委員に次いで長い方になります。先ほど玉置委員がおっしゃったとおり、2年連続答申が拒否されたということですので、本当のところは腹立たしく思っておりますので、今期も多分値上げとかいろいろな問題が出てきますので、答申がずんなりと通るように議会の方をよろしくお願いいたします。

栗生委員

民生委員から推薦されました、栗生でございます。

初めてのことで何もわからないのですが、一つでも市民のためになればと思ってお受けいたしました次第です。どうぞよろしくお願いいたします。

星川委員

公益代表の星川です。

私も新任でございまして、現在は西東京市シルバー人材センターの会長をしております。これから大いに勉強して、皆様の足手まといにならないように努力してまいりたいと思っておりますので、今後とも御指導のほどをひとつよろしくお願いいたします。

佐藤委員

公益代表の佐藤と申します。

私は、多摩小平保健所の企画調整課長をやっています。国保という分野は全く初めてですので、この会を通じましていろいろ勉強していきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

松川会長代行

東村山法人会の西東京ブロック長をしております。よろしくお願いいたします。

清水会長

清水でございます。

社会福祉協議会から出させていただいております。どうぞよろしくお願いいたします。

皆さんに自己紹介をしていただきました。ありがとうございました。

7 会議録署名委員の指名

清水会長

それでは、会議録署名委員を選ぶのですが、御存じの方は多いかと思いますが、市民参加条例第9条「会議録の作成及び公開」、同条例施行規則第4条「会議録作成の基本方針」というものを根拠にいたしまして、平成15年度第1回運営協議会に諮りまして、発言者の発言内容を記録するというものでございます。

その署名委員を毎回2名の方をお願いするのですが、名簿順にさせていただいておりますので、本日は葛木委員と佐々木委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

8 議題

(2) 諮問事項

一部負担金の負担割合について

清水会長

それでは、本日の議題に入りたいと思います。

(2) 諮問事項ということで、諮問に対する御用意がありましたら事務局お願いいたします。

事務局

本日は、一部負担金の負担割合についてということで、市長から諮問させていただきます。

それでは市長、お願いいたします。

市長

諮問第1号

平成 19 年 7 月 11 日

西東京市国民健康保険運営協議会

会長 清水文子殿

西東京市長 坂口 光治

西東京市国民健康保険運営協議会への諮問について

標記の件について、西東京市国民健康保険運営協議会規則第 2 条の規定により、下記のとおり諮問致します。

記

諮問事項

一部負担金の負担割合について

(1) 西東京市国民健康保険条例第 8 条第 1 号に規定する被保険者

3 歳に達する日の属する月の翌月から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日の翌日へ

(2) 西東京市国民健康保険条例第 8 条第 2 号に規定する被保険者

3 歳に達する日の属する月から 6 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日へ

(3) 西東京市国民健康保険条例第 8 条第 3 号に規定する被保険者

10 分の 1 から 10 分の 2 へ

市長

説明が不十分で、これだけではわからないことがあろうかと思いますが、後ほど事務局から補足させたいと思います。

どうぞよろしくお願い申し上げます。

〔市長、諮問文を会長に手交〕

清水会長

ただいま市長から諮問第 1 号ということでいただきましたので、事務局からコピーをお配りしていただきます。

〔事務局、諮問文配付〕

清水会長

市長は御用があたりだということで御退席されます。

市長

それでは、どうぞよろしく願いいたします。

〔市長退席〕

清水会長

それでは、諮問事項の一部負担金の負担割合についてということですが、今、市長もおっしゃっていましたように、これだけではわからないのではないかとということで、事務局から御説明をお願いいたします。

事務局

まず、本日お配りしております配付資料につきまして確認させていただきます。

本日は、資料 1 から資料 8 ということで資料を配付させていただいております。資料 1 につきましては、委員の皆様の名簿となっております。資料 2 といたしまして、西東京市の国保加入者等の状況の表となっております。資料 3 といたしまして、西東京市国民健康保険条例の抜粋でございます。資料 4 といたしまして、こちらは 1 枚の紙になりますが、西東京市国民健康保険運営協議会規則の抜粋でございます。資料 5 といたしまして、A3 判になりますが、平成 18 年 6 月 21 日付の官報になります。資料 6 といたしまして、西東京市国民健康保険条例新旧対照表、A4 判の 1 枚でございます。資料 7 といたしまして、先ほど紹介いたしました、7 月 1 日付で組織改正がありましたので、組織体系図をお配りしてございます。資料 8 につきましては、事務局の名簿となっております。

それでは初めに、西東京市の状況ということで、A4 判 1 枚紙の資料 2 をごらんいただきたいと思います。

こちらは、西東京市の国保加入者等の状況をあらわしてございます。左に年度ということで平成 11 年度から 18 年度となっております。平成 11 年度を見ていただきますと、世帯数は 3 万 3,696 世帯、総数といたしまして 6 万 1,290 人、二重線になっております右側が退職被保険者等ということで、退職者の方の人数が 6,439 人でございます。一般の被

保険者（C）が5万4,851人という内訳になってございます。

平成11年度と18年度を比べていただきますと、平成18年度の世帯数が4万1,234世帯ということで8,500世帯ほどふえております。総人数につきましても、6万1,290人から7万680人ということで9,400人ほどふえてございます。

内訳といたしまして、退職被保険者数が18年度では1万2,178人でございます。

この右側の、うち本人・扶養別というところですが、退職者本人の方が8,156人、扶養者の方が4,022人となっております。

その右の、うち退職前期高齢者というところで70歳以上の方の数を記載してございます。70歳以上の一般の方が2,825名でございます。一定以上所得者につきましては、所得に合わせまして自己負担額が現役並みということで、現在70歳以上の方につきましては1割負担でございますが、一定以上の所得者の方につきましては3割負担をしていただいております。その数といたしまして、540の方が対象となっているということでございます。総数といたしましては、3,365人になるという表でございます。

右側の、一般被保険者につきましては5万8,502人でございます。

老人保健医療給付対象者といたしまして、1万5,051人が対象となっております。

それ以外の方で申しますと、差し引いた残りで4万3,451人の方となります。

その右側の、うち一般前期高齢者の方といたしまして、70歳以上の一般の方が3,158人になり、一定以上の所得の方が482人になります。総数は、3,640人という表でございます。

年度ごとの推移は、これをごらんいただければ状況がおわかりかと思えます。

それでは、本日諮問させていただいております諮問内容に沿って説明をさせていただきます。

資料5のA3判の官報をごらんいただきますと、1枚目の左の下に四角く囲ってございますが、第42条第1項第1号中「3歳に達する日の属する月の翌月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日」に改め、同項第2号中「3歳に達する日の属する月」を「6歳に達する日以後の最初の3月31日」に改め、同項第3号中「10分の1」を「10分の2」に改めると、18年に法が改正されてございます。これが、平成20年4月1日という施行期日になってございます。それに向けて市の条例の改正を考えているということで、今回諮問させていただいております。

その条例の内容が、A4判の資料6になります。こちらに新旧対照表という形で、改正後、改正前という形で左右に記載してございます。

一部負担金につきましては第8条で定めてございます。

改正前におきましては、保険医療機関等について療養の給付を受ける被保険者は、その給付を受ける際、次の各号の区分に従い、当該給付に要する費用の額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額を、一部負担金として、当該保険医療機関等に支払わなければならない。

(1) 3歳に達する日の属する月の翌月以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

(2) 3歳に達する日の属する月以前である場合 10分の2と定めてございます。

こちらにつきましては、3歳未満につきましては自己負担額を10分の2にするという規定でございます。

来年4月1日施行ということで、左の改正後をごらんください。

(1) 6歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後であって70歳に達する日の属する月以前である場合 10分の3

(2) 6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合 10分の2

ということでアンダーラインしてございます、6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である場合ということで、就学前のお子さんにつきましては自己負担割合を10分の2ということでございます。3歳未満から就学時前に10分の2の適用範囲を広げるという法の改正が行われてございますので、それに合わせて条例改正を行いたいと考えております。

その下になります(3)につきましては、改正前は、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 10分の1でございますが、改正後は、70歳に達する日の属する月の翌月以後である場合 10分の2ということでございます。70歳以上の方につきましては、負担割合を10分の1から10分の2に引き上げるという改正内容になってございます。

平成20年4月1日施行となつてございまして、こちらの取り扱いにつきまして国が経過措置を設けるということのようでございます。高齢者の医療証の更新を毎年8月に行っております関係もございまして、施行日が4月1日ということで、改めてそこで自己負担額の算定をし直さなければいけないという状況もございまして、後期高齢者医療との関係もございまして、3月まで10分の3を負担されている方が逆に10分の2になるというこ

とで、取り扱いをそこで改めて計算し直すということもございます。国が経過措置を設けることによって7月末までは現在の負担割合の状況を継続するという扱いを現在考えているという情報が流れておるのですが、経過措置の内容につきまして、まだ確定してございません。

したがいまして、本日諮問させていただきまして、経過措置が近々出るという情報も出ておりますので、それを受けまして8月に再度協議会を開催させていただきまして、経過措置について改めて皆様に報告させていただいた上で御審議をお願いいたしたいと思えます。次回、できますれば答申を考えている状況でございます。

簡単ではございますが、資料説明につきましては以上でございます。

清水会長

ありがとうございました。

今説明していただきましたが、御質問がありましたらどうぞ。

官報によるところに根拠があったり、経過措置がまだはっきりしていなかったりということですが、とりあえずは20年4月1日施行ということで諮問があったんだろうと思いますが、いかがでしょうか。

本橋委員、何かありますか。

本橋委員

こういうことだからということですよ。

また、これは8月でしたっけ。

清水会長

はい。

本橋委員

予定ということらしいんですが、そのときにはっきり決まれば、決まったということで

……。

清水会長

そうですね。

平山委員はいかがですか。

平山委員

こういうふうに国から言われている案であればしようがないんじゃないかと思えます。

清水会長

葛木委員は。

葛木委員

老人医療の関係で、所得制限の方はこれには関係ないのですか。所得がオーバーしている人は国保と同じく 10 分の 3 になってしまうんですね。

事務局

はい。一定額以上の所得がある方につきましては現役並みということで現在でも 10 分の 3 を負担していただいている状況です。

葛木委員

その変更はないわけですね。

事務局

変更はないのですが、細かい話をさせていただきます。

来年 4 月に後期高齢者医療がスタートいたします。そうしますと、75 歳以上の方が後期高齢者医療に移られます。まず、70 歳以上の御夫婦でだんなさんの所得があって、現在 3 割負担の御家庭という想定をしていただきまして、75 歳になられただんなさんが 4 月から後期高齢者医療に移ります。そうしたときに、お一人お一人で計算するという話ですので、だんなさんの所得計算をして、だんなさんが現役並みの所得であるとなれば後期高齢に移られても 3 割負担が継続されます。奥様につきましては、現在は 3 割負担ですが、4 月時点で再計算し、所得がなければ 2 割負担に下がることとなります。こういう御家庭も出ますし、逆のケースもあります。奥様に所得があるということで、現役並みで引き続き 3 割、だんなさんに所得がなければ 1 割になられてという所得割合になります。

ですから、7 月までの経過措置を設けて、現在の国保で計算されている所得割合を 8 月段階まで引っ張ろうという考えを国がされているという情報が流れてきています。不利なケースも出るのではないかという意見もあって、まだ決めかねているという状況になっております。

私どもは、9 月議会に条例改正案を出したいと考えております。そのような関係もありますので、来月はお盆も入りますが、経過措置が出た段階で御通知を差し上げたいと思っておりますが、8 月 20 日から 24 日の間で一度開催をお願いしたいと思っております。

清水会長

その辺を見越して、きょうの御説明に対する御質問がありましたらどうぞ。

佐々木委員、どうぞ。

佐々木委員

今の8月の話がありましたのでわかりました。来年の4月1日施行で、経過措置が未定だという段階で、諮問を今そんなに急ぐ必要があるのかなと思ったんですが、9月の議会と8月に開催があるということなので、わかりました。

清水会長

きょう御説明のことについて今は御質問をいただいていますので。

村田委員はいかがですか。

村田委員

今説明がありましたので理解できました。

清水会長

関野委員、何かありますか。

関野委員

平成18年度のまとめというのは、こちらの方に御報告をいただけるんですか。19年3月までの国保財政のまとめと。

事務局

次回用意させていただきます。

清水会長

8月の運協で出してくださるそうです。

吉岡（政）委員、何かありますか。

吉岡（政）委員

勉強不足なのかもしれませんが、この条例の改正というのは、例えば来月に決めて、施行は一応来年の4月からということですね。

事務局

そうです。

吉岡（政）委員

例えば4月から始まるとなると、高齢者の方で1割負担という人がなくなるという考え方でしょうか。

事務局

はい。2割負担で、現役並みの方が3割負担という形になります。

吉岡（政）委員

わかりました。

清水会長

石田委員、何かありますか。

石田委員

何で諮問になるのかがよくわからないんですが。一応条例を変えるということですね。

清水会長

そうですね。

石田委員

もう決まっていることですよ。変えられるわけがないんじゃないですか。

清水会長

意見を出して？

石田委員

はい。

変えられるんですか。

清水会長

さっき説明がありましたように、要は資料6の……

石田委員

条例をこのように変えるというのはわかるんですが、これを諮問するということは何を目的として諮問するのか。

玉置委員

西東京市だけは変えないとか。

石田委員

そういうことができるのかということで不思議なんですけど。ここで諮問しているいろいろなことができるということ？

平山委員

話してどうのこうのとなる話じゃないですよ、はっきり言って。

だから、条例にのせるか、のせないかということをごここで話し合っているだけのことであって、これは決まっていることだから変えなければいけないということですよ。

石田委員

諮問の意味がよくわからないんです。

平山委員

そうですね。だから、こうなりますよということだけでいいんじゃないかと思うんですが。

清水会長

ただ、運営協議会というのがあるので、この運営協議会の委員の皆様方が、ここに書いてある改正前のことを今度は改正後に変えます、それでよろしいですということがないと、議会に提出できないということです。こういうケースが前にもあったんです。

「西東京市は嫌です」と言えますかと。

事務局

資料4でこの協議会の規則をお配りいたしております。こちらの第2条で、協議会の職務ということで、協議会は、市長の諮問に応じて次の事項を審議するとなっております。

(1) 一部負担金の負担割合に関する事、(2) 保険料の賦課方法に関する事、(3) 保険給付の種類及び内容に関する事、(4) 保健事業の実施大綱の策定に関する事、(5) その他国民健康保健事業運営に関する重要事項とさせていただきます。

市で負担割合を変えることは条例で定めているわけですので、条例の改正が必要ということになります。その条例改正につきまして、こちらの協議会の審議事項とさせていただきます一部負担金の負担割合に対する条例変更ということですので、今回諮問をさせていただきますという事です。

石田委員

わかりました。

事務局

今年度も、保険料の限度額について法改正は56万円までという規定がされているわけですが、西東京市は53万円のままで据え置いております。

石田委員

例えば諮問でこれを改正しないとすることはできないんでしょう。

事務局

今の財政状況からすると。

石田委員

財政とは別に、国の医療法を改正しているのに市が変えることはできるんですか。

事務局

東京都国民健康保険ハンドブックを読み上げさせていただきます。

一部負担金の割合を減じることができる場合は、一部負担金の割合を減じたとしても、当該保険者の国保財政の健全性を損なうおそれがないと認められる場合に限定されているということで、国保財政の健全性が損なわれなければ認められると。

石田委員

ですから、よっぽど国保財源がたっぷりある場合は変えられるということね。

事務局

はい。

清水会長

よろしいですか。

石田委員

そういうあれがないと変えられないんですね。

清水会長

そうですね。

玉置委員、何かありますか。

玉置委員

条例として、その市特有に時期を少しずらしたりすることはできるんでしょう。もし、そういうこともできないのであれば、諮問する意味は全然ないんですよ。むしろ問題なのは、小児について言えば負担が10分の2になるんですが、この10分の2に対して都とか市から新たに補助が出るわけですよ。そちらの方が問題なんですよ。国で決まっていることについて諮問しても、市の条例として国保の財政によっては前倒しするとか半年ずらすとかその程度のことしかできないのであれば、むしろそっちの負担の方が大事なので。

これは提案なんですけど、一部負担金というのは非常に重要な問題なので、小児の問題と70歳から75歳、後期高齢者の75歳以上の負担金と、一番問題になっているのは所得の

現役並みのものがどういう形で、どこまできいているのか、それを一覧表にしてわかりやすく提示してくれるとありがたいんですが。今後、負担金のいろいろな問題が出てくると思うので、こういう文面ではなくて、リストにして理解しやすい資料を出してもらいたいなと思います。

事務局

次回お出しできるようにさせていただきます。

清水会長

佐藤委員、何かありますか。

佐藤委員

75 歳以上の後期高齢者というのは、負担割合は 10 分の 1 なんですか。

玉置委員

はい。

ただ、保険料の問題がかかってきますよね。70 歳から 75 歳の保険料がどういう形で徴収されていくか。75 歳以上は年金から天引きされてしまうんですよ、保険料として。

佐藤委員

さっきの御説明だと、75 歳以上で一定の収入があれば 10 分の 3 と言っていましたね。

事務局

はい。

玉置委員

その辺のわかっているところを一覧表にして、実際の自己負担分とか保険料率の問題とかを年代別と所得別みたいな形で小児も含めてもらおうと非常にわかりやすいかなと思います。

清水会長

これからも使いますしね。

玉置委員

これから絶対使うと思うんですよ。それがないと話が進まなくなってしまうので。共通の理解としてそういうのが必要なんじゃないですかね。

佐藤委員

75 歳以上がここに入ってこないというのは何か理由はあるんですか。

事務局

別の医療制度になってしまいます。国民健康保険ではなくなってしまう、後期高齢者医療制度になってしまいます。

玉置委員

全く新しい仕組みができるよ。

佐藤委員

これじゃないんですね。

事務局

はい。

玉置委員

それとの整合性の問題というのでは、財政的には実はこれもすごく関係しているので、その辺がわかりやすいようにするにはここを図式したものを幾つかつくっていかないと多分わからないだろうと思います。僕もよくわかりません。非常に込み入った話になってしまふんですね。

清水会長

そうですね。

星川委員、何かありますか。

星川委員

法律の改正に伴って条例を改正するということですよ。

事務局

はい。

星川委員

いずれにしても、法律が優先されますよね。それに伴って条例改正すると。条例を改正するに当たっては、この協議会の規則の中の職務として負担割合に関することについては審議するんですよということになっていますよね。そういうことだから、この規則にのっとって諮問して審議をする、そういうとらえ方でよろしいんですかね。

清水会長

はい。

星川委員

何のために諮問しなければいけないのかとまだちょっと釈然としないところがあるんですが、規則上そうなっているということであればやむを得ない処置だと思います。

清水会長

栗生委員、いかがですか。

栗生委員

私も初めてなのでよくわからないんですが、もう少し勉強してやっていきますので、よろしく願いいたします。

清水会長

松川会長代行はいかがですか。

松川会長代行

皆さんが大体言い尽くされましたので。

清水会長

そんなことで、きょうの御説明に関する御質問はこの辺で打ち切らせていただきまして、先ほど資料の提出を申し入れましたので、2点ほど次回はお願いいたしたいと思います。

事務局

わかりました。

清水会長

それでは、きょういただきました諮問に対しては来月にもう一回協議会を開くという予定だそうですので、そのときに経過措置を見ながら答申したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

(3) その他

清水会長

それでは、事務局から何かありますか。

事務局

今回5名の方が新しく委員になられましたので、御要望があれば国保の財政状況 20年度の医療改革が大幅な改革であるということもございますので、概要の説明などをさせていただける勉強会のようなものを設けたいと考えております。勉強会につきましては報酬はお出しできないのですが、そのような形で何回か国保財政について説明させていただ

く場を設けさせていただければと考えておりますが、いかがでしょうか。

清水会長

という御提案ですが。

きょういただいた資料のほかに「18年度実施医療制度改革の解説」が入っていましたので、これを読んでいただくとおわかりかと思いますが、運営協議会ですのでもし必要だったら勉強会もしますし、次回の運営協議会の中で勉強的な部分は時間的に出ませんか。勉強会をしても、お休みの方がいらしたら何にもならないんですよ。新しい方皆さんが見えられれば意義がありますが。運営協議会なら御多忙の中御出席していただけますが。時間的に、答申をする内容を1時間、勉強的なものを1時間という形でできればその方がいいですね。

事務局

財政状況ばかりではなく来年の4月に向けた制度改革もお話させていただいた方が、より充実した議論ができると考えておりますので、次回の1時間程度ですと足りないのではないかと考えております。

清水会長

そうしましたら、勉強会は先の方がいいですか。

事務局

次回、一応財政状況をやっていただいて、特定健診などが明らかになった後、次回以降にやらせていただくのも一つの手なのかもしれません。

清水会長

とりあえず次回の運営協議会の日程を皆さんの御都合を伺って決めたいと思います。答申をしなければいけないので。

先ほど、8月20日の週でということでしたが、いかがでしょうか。この運協は、ほとんど夜の7時からなんですね。大体2時間を予定して9時には終わる予定にしております。

〔日程調整〕

清水会長

8月24日、金曜日となりましたが、改めて御連絡をいただけますか。

事務局

はい。通知を差し上げます。

清水会長

今日程が決まりましたが、勉強会はこの日は無理だということですね。

事務局

少しはやりたいと思います。

資料も、財政状況ではなくて、特定健診など持っている資料はお出ししたいと思っています。

玉置委員

特定健診は、今度は保険者としてこの財源と直接かかわってくるので、特定健診が入ってきて、今までとどのくらい変わってしまうのかという大まかな予想だけでもやっていただいた方がいいと思うんですね。諮問事項については 15 分もあれば終わるんじゃないですか。

清水会長

そうですね。その経過措置がどんな内容かによりますが。

玉置委員

7 割方以上は勉強会という形でいいと思うんですが。諮問のことについては 4 分の 1 で済ませるということで。

清水会長

では、諮問文を用意しておいていただいてもいいですか。

玉置委員

はい。

清水会長

そんなことで、第 1 回目の運協で決められた議題は大体終わりますが、事務局から何かございますか。

事務局

事務連絡になりますが、課長から資料の説明を差し上げましたが、そのほかにお手元に、「国民健康保険の必携」という冊子と、新しく委員になられた方には、平成 19 年度の国民健康保険の予算書を配付してございますので、御参考までにごらんいただきたいと思っております。

もう 1 点ですが、報酬を支払う関係がございまして、新しく委員になられた方には封書

の中にセットアップ用紙というのをに入れてあったと思いますが、御記入できている方は帰りにこちらにお出しいただきたいということと、そのほかの方は市へ口座の登録がございますのでその口座に振り込もうと考えてございますが、うまくないという方がいらっしゃれば申し出ていただければ助かりますので、よろしく願いいたします。

9 閉会

清水会長

それでは、これで閉会といたします。長時間ありがとうございました。

午後 8 時 21 分 閉会